

## 第6回産業分類検討チームにおける御指摘事項への対応

### 1. 前回検討チームでの御指摘事項

- 経営諸帳簿とは何を指しているか。また、経営主体との関係如何。
  - ⇒ 経営諸帳簿とは、財・サービスの生産活動の種類ごとの産出額、投入額等が把握可能な帳票の総称であり、企業全体の財務記録である財務諸表とは異なる。統計調査においては、一般に経営諸帳簿の内容を調査票に転記することにより回答が行われる。
    - 一方、経営主体とは、企業等の法人やその他の経営に係る意思決定の主体のことを指す。
- 「区画」という言葉がなくても「経営主体」や「事業所」という言葉で整理できるのであれば検討していただきたい。
  - ⇒ 区画とは、あくまで一構内（何らかの指標で周囲から区切られた連続した場所）を経営主体の単位で区切った（その範囲内で連続した）物理的スペースであるのに対し、経営主体は企業等を指す法的概念であって、場所によらないことから複数の場所に所在することもあり得る。また、事業所は構内、区画、経営主体から定義される概念である。以上から、区画の表現を除外することには慎重に検討する必要があると思われる。
- 劇団の運営と劇場の運営は別々の事業所であるが、両者が同じ場所（劇場内）にある場合、場所が重なっていると考えられるのではないか。
  - ⇒ この場合の「場所」は区画を指すと考えられる。劇場施設の内部において、劇場の経営主体とは別の経営主体である劇団の事務所が一定のスペースを占有して活動を行っている場合、劇場施設そのものは「構内」、劇団の事務所（占有スペース）は劇団の「区画」となり、劇場施設内の劇団以外のスペースは、その他の劇場の「区画」と整理できる。つまり、両区画は独立していると考えられ、場所が重なっていると特定できるとは限らないと考えられる。
- 「場所」とは何か、「同じ場所」とはどういう意味か、整理しておいた方がいい。
  - ⇒ JSICという場所とは、そこで生産活動が行われる物理的スペースを指し、場所の同一性とは、同一構内において同一経営主体が占有する物理的範囲すなわち同一区画内を指すと考えられる。したがって、同一構内における別の経営主体が占有する場所は「同じ場所」ではない。

## 2. 現行 JSIC における事業所の定義

現行 JSIC の一般原則における事業所の定義は、次のように理解される。

### (1) 想定

同一構内に1つ以上の経営主体が運営する施設が存在し、かつ、個々の経営主体が運営する施設の数は1つ以上であることを想定する。したがって、同一構内における両者の数は、経営主体数 $\leq$ 施設数の関係にあると想定する。各施設はそれぞれ物理的場所を占有して経済活動を行っているとする。ここで、事業所ではなく、施設という表現を用いたのは、この段階では事業所が確定しないからである。

ただし、個人タクシーのように、活動を行う場所が一定しないものは例外扱いとする。

以下、同一構内の範囲で考えることとする。

### (2) 区画の設定

各施設は1つ以上の経営主体が運営していることから、経営主体の単位で施設を区分し、その区分された施設が占有する連続した物理的場所の合計を一区画とする。さらに、一区画の物理的範囲で行われる生産活動を一事業所と定義する。多くの場合、事業所の定義はこれで完結する。

しかしながら、道路や川等で区画が分断されるなど、場所の連続性が阻害されたり、範囲が不明瞭の場合は、以下の(3)で述べるように場所の同一性を生産活動の同一性で代替し、これを区画とする。

### (3) 区画の範囲が不明瞭の場合

(2)で設定しようとした区画の範囲が以下の①と②のように何らかの理由で不明瞭である場合がある。

#### ① 近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合

これは、同一経営主体が運営する複数の施設が道路や川などで分断され、区画の数が単数か複数かの判断が困難な場合である。この場合、各施設で行われる生産活動が同一である範囲を一区画とする。同一であるか否かの判断は、各施設で行われる活動の種類別に原材料費や産出額等が記録された帳票（これを「経営諸帳簿」という。）によって行われる。

つまり、経営諸帳簿が同一で分離できない場合は、離れた場所にある複数の施設を併せて一区画＝一事業所とする。他方、調査において別の生産活動として把握が可能である場合には、各々の場所を一区画＝一事業所とする。

#### ② ①以外の場合

道路等による分断以外で区画の範囲が不明の場合は、経営諸帳簿が同一の範囲を一区画＝一事業所とする。

※ （資料2 別紙）のフロー図を参照

### 3. 修正案

御指摘と現行の記載を踏まえた修正案は以下のとおりである。

#### 第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動が行われている場所的単位であり、原則として、その経済活動に次の二つの要件を備えているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 人及び設備を有して、先の区画において継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

事業所を識別する際の原則として、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであれば一区画とし（以後、この「区画」を本分類における事業所とする。）、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

上記の原則により区画を識別し難い場合、例えば、単一の経営主体であっても、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において経済活動が行われている場合には、基本的にはそれぞれを別の区画とするが、経営諸帳簿によりそれぞれの場所における経済活動が異なるものとして扱うことができない場合には、経済活動に同一性がある範囲を一区画とみなすことがある。（注）これ以外で区画を識別し難い場合には、経営諸帳簿により単一の経営主体により行われる経済活動の同一性があれば、それを一区画とみなすことにする。

（以下、略。）

（注） この部分については、事務局にて精査中

修正案の見え消し

本分類における事業所とは、経済活動が行われているの場所的単位であり、~~⇒~~  
~~て~~原則として、その経済活動に次の二つの要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体により、一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、先の区画において継続的に行われていること。

~~すなわち、~~具体的な事業所とは、~~一般に例えば、~~工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

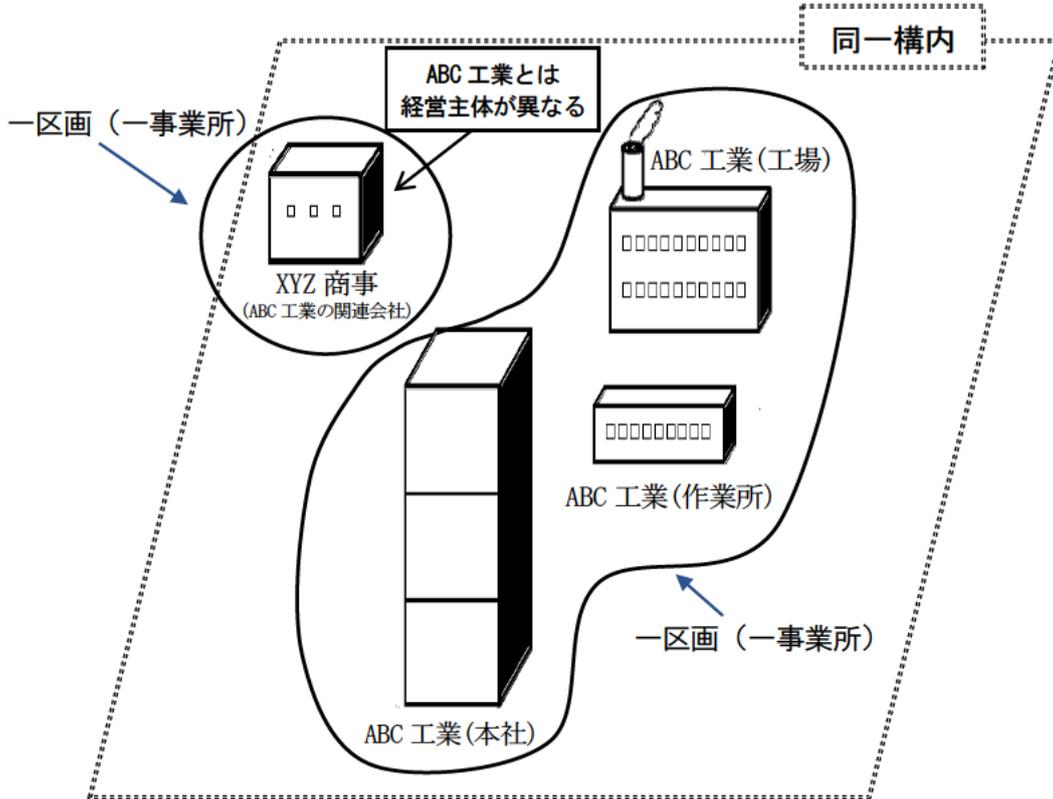
~~この場合、~~事業所を識別する際の原則として、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所一区画とし、~~(以後、この「区画」を本分類における事業所とする。)~~、一構内であっても複数の経営主体が異なればによるものであれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを~~一事業所一区画とする。~~

~~なお、一区画であるかどうかは明らかでない上記の原則により区画を識別し難い場合は、例えば、単一の経営主体であっても、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において経済活動が行われている場合には、基本的にはそれぞれを別の区画とするが、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿によりそれぞれの場所における経済活動が異なるものとして扱う事ができない場合には、経済活動に同一性がある範囲を一区画とし、みなすことがある。一事業所とする。~~

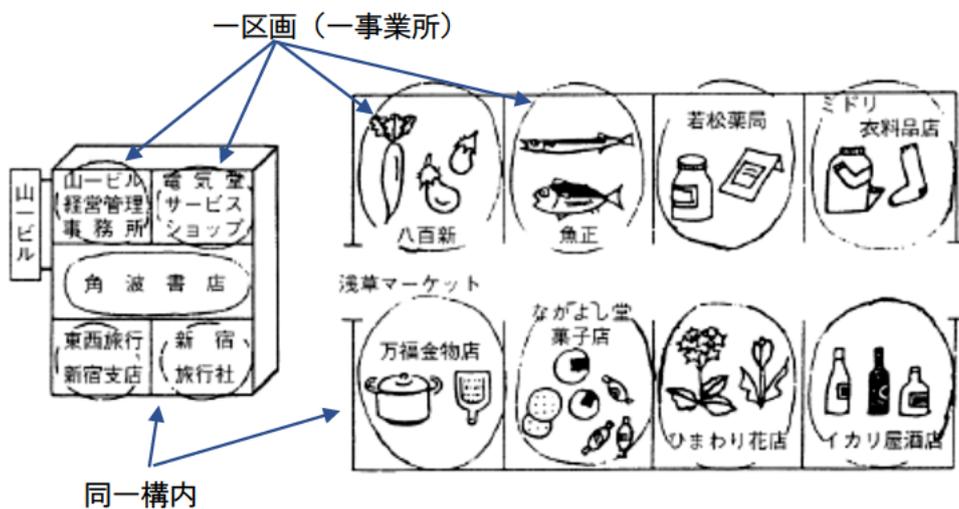
~~また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、これ以外で区画を識別し難い場合には、経営諸帳簿により単一の経営主体により行われる経済活動の同一性があれば、それを一区画とみなして一事業所とするすことがあにする。~~

1. 構内と区画の関係 (イメージ図)

- ① 構内がある敷地と考えられる場合  
(同一構内に2つの経営主体が存在する例)

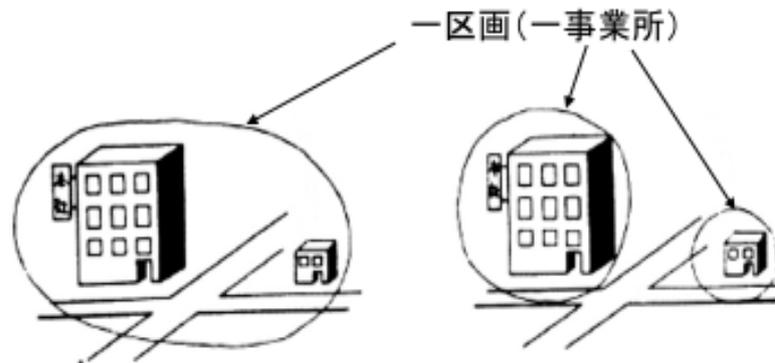


- ② 構内が建物全体 (ショッピングモール、オフィスビル等) と考えられる場合  
(同一構内に複数のテナント (経営主体) が入居している例)



③ 区画を識別し難い場合（精査中）

道路か河川等により敷地が隔てられており、区画の範囲が明瞭ではない場合

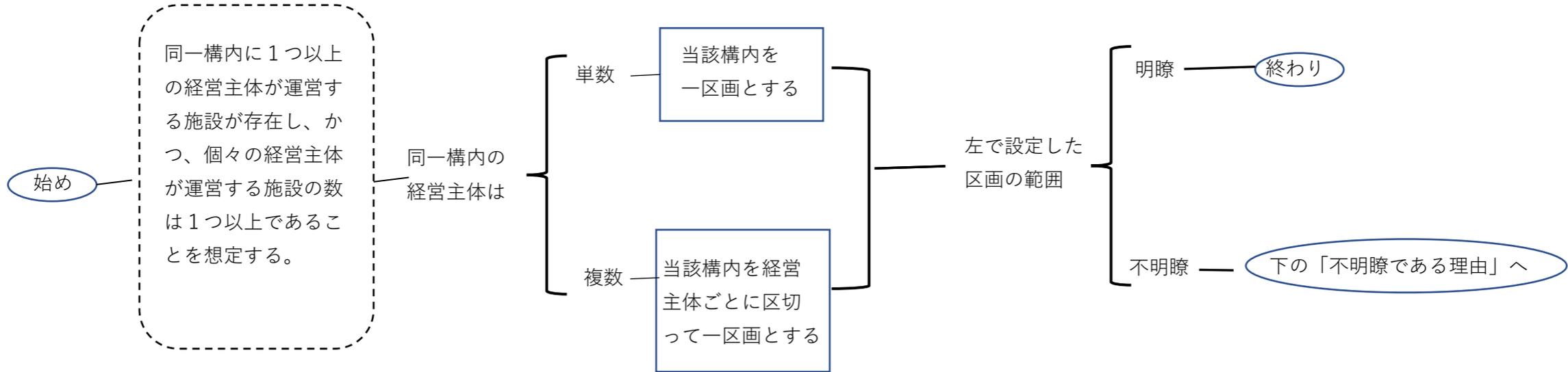


経営諸帳簿により両者の  
経済活動が異なるものとし  
て扱うことができない場合

経営諸帳簿により両者の  
経済活動が異なるものであ  
る場合

【原則】

※ 一区画を一事業所とする。



【上記で設定した区画の範囲が不明瞭の場合】

